



復本第 1518 号  
健健発 0720 第 2 号  
平成 29 年 7 月 20 日

公益社団法人  
日本看護協会会長 殿

復興庁統括官付参事官



厚生労働省健康局健康課長



東日本大震災被災地方公共団体における  
保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）

東日本大震災による被災地方公共団体への保健師の確保に向けた取組については、これまで、貴会より一方ならぬ御協力をいただいております、改めて深く感謝申し上げます。

発災から6年が経過し、岩手県・宮城県においては、住宅再建・復興まちづくり事業を中心とした復旧・復興事業が本格化しており、福島県においても、避難指示区域の解除に応じて復旧・復興事業が行われています。

この春までに帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、住民の帰還が進む福島県をはじめ、被災地においては、被災住民が仮設住宅等から新たな環境に身を置くことにより、これまでとは異なった健康問題を生じることが懸念されています。こうしたことから、住民の健康やメンタル面での不安に応えることができる保健師の人材確保が、引き続き強く求められているところです。

そこで、被災地方公共団体において保健師を確保する取組として、無料職業紹介事業であるeナースセンターや平成27年10月に制度化された離職時等の届出制度を活用するなどして、保健師の確保に協力が得られるように、下記のとおり、貴会への協力要請をさせていただくものです。

保健師に限らず、被災地方公共団体における人材確保支援については、これまで全国の地方公共団体において、職員の派遣や被災地へ派遣することを前提とした任期付職員の採用等に取り組んできました。また、被災地方公共団体としても任期付職員の採用・派遣に努めているほか、復興庁においても、被災市町村に対する人的支援として、国の非常勤職員を採用し、被災市町村に駐在させる取組（市町村業務支援）を行ってまいりました。引き続き、これらの仕組みが十分に活用され、被災地での勤務を希望される保健師の方に御活躍いただけるよう、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い致します。

なお、復興庁及び厚生労働省より各地方公共団体に対しても、別添の依頼を行っていることを申し添えます。

また、各都道府県の看護協会に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願い致します。

## 記

### 1. 保健師人材確保に向け、貴会に御支援いただきたい事項

- ・ 都道府県ナースセンター経由により、被災地方公共団体からの保健師の人材確保に関する周知依頼があった場合におけるeナースセンターへの掲載等の対応
- ・ 機関誌『協会ニュース』等による看護協会会員に対する周知
- ・ その他、既存の法制度上の枠組みの中で実施可能な支援

### 2. 保健師人材確保に向け、貴会より都道府県ナースセンターに御依頼いただきたい事項

- ・ 都道府県から保健師の人材確保に関する協力依頼があった場合の引き続きの支援
- ・ 離職時等の届出制度利用者に対する被災都道府県の求人情報の個別発信
- ・ ハローワークや駅前などで行う出張相談における求人情報の紹介
- ・ 窓口での情報提供
- ・ その他、既存の法制度上の枠組みの中で実施可能な支援

(参考資料)

別添 「東日本大震災被災地方公共団体における保健師の確保に向けた取組について(協力依頼)」(各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛て平成29年7月20日付復本第1518号復興庁統括官付参事官、健健発0720第2号厚生労働省健康局健康課長)

#### 【問合せ先】

(自治体保健師の確保に向けた取組について)

厚生労働省健康局健康課保健指導室 村松、右田

電話：03-3595-2190

メール：hokenshidoushitu@mhlw.go.jp

(地方公共団体における人材確保支援について)

復興庁地域班 岸、浅見

電話：03-6328-0227

メール：ouen.fukko@cas.go.jp

復本第 1518 号  
健健発 0720 第 2 号  
平成 29 年 7 月 20 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

復興庁統括官付参事官  
厚生労働省健康局健康課長  
（公 印 省 略）

東日本大震災被災地方公共団体における  
保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）

東日本大震災による被災市町村への保健師の派遣については、全国の地方公共団体から御協力をいただいております。改めて深く感謝申し上げます。

発災から 6 年が経過し、岩手県・宮城県においては、住宅再建・復興まちづくり事業を中心とした復旧・復興事業が本格化しており、福島県においても、避難指示区域の解除に応じて復旧・復興事業が行われています。

この春までに帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、住民の帰還が進む福島県をはじめ、被災地においては、被災住民が仮設住宅等から新たな環境に身を置くことにより、これまでとは異なった健康問題を生じることが懸念されています。こうしたことから、住民の健康やメンタル面での不安に応えることができる保健師の人材確保が、引き続き強く求められているところです。

については、被災地方公共団体のこうした状況を御賢察いただき、引き続き積極的な被災市町村への保健師の派遣に、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い致します。

なお、下記のとおり、復興庁及び厚生労働省から各関係団体に対して、被災地方公共団体における保健師の人材確保に向けた支援について、総務省から各都道府県・指定都市に対して、被災市町村への職員派遣に関する協力依頼が発出されておりますので、申し添えます。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願い致します。

本通知発出に当たり、総務省と協議済みであることを申し添えます。

## 記

- 別添 1 「東日本大震災被災地方公共団体における保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）」（公益社団法人日本看護協会会長宛て平成 29 年 7 月 20 日付復本第 1518 号復興庁統括官付参事官、健健発 0720 第 2 号厚生労働省健康局健康課長）
- 別添 2 「東日本大震災被災地方公共団体における保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）」（公益社団法人国民健康保険中央会理事長宛て平成 29 年 7 月 20 日付復本第 1518 号復興庁統括官付参事官、健健発 0720 第 2 号厚生労働省健康局健康課長）
- 別添 3 「東日本大震災被災地方公共団体における保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）」（全国保健師教育機関協議会会長宛て平成 29 年 7 月 20 日付復本第 1518 号復興庁統括官付参事官、健健発 0720 第 2 号厚生労働省健康局健康課長）
- 別添 4 「平成 29 年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について」（平成 28 年 12 月 7 日付総行公第 137 号総務省自治行政局公務員部長通知）

### 【問合せ先】

（自治体保健師の確保に向けた取組について）

厚生労働省健康局健康課保健指導室 村松、右田

電 話：03-3595-2190

メール：hokenshidoushitu@mhlw.go.jp

（地方公共団体における人材確保支援について）

復興庁地域班 岸、浅見

電 話：03-6328-0227

メール：ouen.fukko@cas.go.jp